

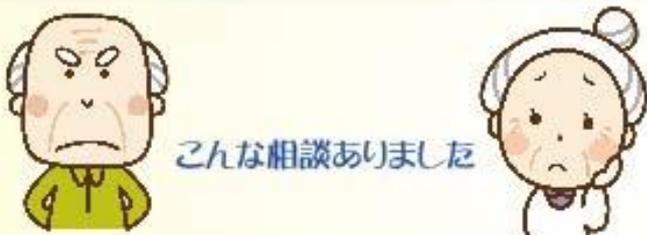
東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.86

発行：東濃西部広域行政事務組合

不審なメールに記載された電話番号には絶対に電話してはいけません！

心当たりのない事業者から、「未納料金がある」「自宅まで回収しに行く」などと記載されたメールが携帯電話に届いたという相談が数多く寄せられています。実在の事業者の名をかたっている場合が多く、つい電話をしてしまいがちですが、このようなメールは「架空請求メール」と呼ばれ、メールを利用した詐欺の手口の一つです。記載された電話番号には絶対に電話しないようにしましょう。電話をかけると、個人情報を答えさせられた上に、高額な金銭の支払いを要求されることもあります。不審なメールは無視をして、そのまま削除してください。不安なことがあれば消費生活相談窓口にご相談しましょう。



久しぶりにプリペイドカードをもってガソリンを入れようとスタンドに行ったら、閉店していた。残高が1万円もある為、張り紙の連絡先に電話をしたが、「隣のスタンドは今月中はやっているの、そちらで給油してください。」と言われた。

可能なら隣のスタンドを利用するか、販売店側との返金交渉をして下さい。また、販売店の規模にもよりますが、法律により返金される場合もあります。消費生活相談窓口までご相談ください。

11月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	23件
訪問販売	18件
訪問購入	0件
通信販売	22件
連鎖販売	2件
電話勧誘	14件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	13件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業